

○松田町民憲章

(平成元年5月15日制定)

富士や丹沢を源にする清流と豊かな緑に恵まれ、古来から交通の中心であるあしがらの地松田町は、わたくしたちの誇りです。

わたくしたちは、この美しい自然と人びとがいきいきと調和した、魅力あるまちの限らない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- 1 恵まれた水と緑を大切にし、うるおいのあるまちをつくります。
- 1 豊かな人間性を育み、文化の香り高いまちをつくります。
- 1 健康な心とからだをきたえ、活力にあふれるまちをつくります。
- 1 郷土を愛し、平和に満ちた心のかよいあうまちをつくります。
- 1 互いに助け合い、愛の輪が広がるまちをつくります。

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

【説明】

前文とは条例の制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものとされ、条例の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多いもので、市では、情報公開条例、男女平等かわさき条例、子どもの権利に関する条例、環境基本条例の4条例において置かれており、これらの条例は市民の基本的な人権の根幹に関する条例、市の重要な課題に関する条例といえます。自治基本条例もこれらの条例と同様に市における自治の基本を定める重要な条例ですから、条例制定の理念を強調する必要があるものです。

自治基本条例を制定する背景としては、地方分権の本格化（平成12年の地方分権一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められていることや高度経済成長の終えん、本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会の在り方に市民の関心が向かいつつあり、また、地域を支える市民活動も活発に行われていることが挙げられます。

したがって、こうした状況の中で、改めて、暮らしやすい地域社会とは何か、自治

とは何か、市と自治体との関係や自治体と国との関係はどうあるべきかが問われており、市民、議会、行政それぞれが、市における自治の在り方を確認することが重要なために、条例の制定が求められていたものです。

そして前文は、こうした背景や必要性を踏まえた上で、市の歩みを概観し、社会情勢の変化と課題が生じた要因について記述し、その課題解決のための方途としての市民自治の理念を記述し、それが確立されるための条例制定の目的と恒久平和や持続可能社会など市民と共に目指す都市像「活力とうるおいのある市民都市・川崎」を明らかにしました。

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

【解説】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。
- ・これまで、大和市（地域社会）の発展は、市民、市議会、そして市長が、それぞれの考え方のもと、それぞれの理想を追求する中で達成されてきました。しかし、多様で個性豊かな地域社会を実現するという時代的な要請にこたえていくためには、これまでの対応では限界があり、三者による英知の結集や役割分担に基づいてそれぞれが責務を果たし協力することが欠かせないものとなってきました。
- ・『地方自治の本旨』である住民自治と団体自治の考え方にのっとり、三者が力を合わせて目指すべき地域社会の実現に努める、これこそが大和市の自治の姿です。そこで必要となる三者の間で共有すべき考え方や仕組みを、条例として定めるものが自治基本条例です。
- ・明治時代、この地域のいくつかの村が合併し一つの村となりましたが、その後この村では、合併前の村民間に生じた様々な問題や軋轢により分村運動が起きました。そこで調停に入った神奈川県から提案された村名が『大和』村であり、大和市の名前の由来です。互いを尊重し、大きく和していこうというこの名前の意味を大事にし、自治を進めていきたいと考え、「大きく和する」という言葉を前文に入れていきます。

- ・このような歴史的認識を含めて、大和市は、自治を推進するにあたり、「市民一人ひとりが個人として尊重されること」と「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」、この2つを自治の基本理念に掲げています。

<参考：住民自治と団体自治>

地域の課題は、その地域の住民が自主的に解決するというのが『住民自治』です。これに対して、地方自治体を国家から独立した個別の団体とみなし、地方的な事務はその団体に任せるとするのが『団体自治』です。

わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のたゆまぬ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。

前文解説

1 前文とは法令の趣旨、目的又は基本的な考え方を明らかにするために、法令の名称の次に置かれる文章のことをいいます。

自治基本条例は、自治に関する基本的な事項を定めたものであることから、条例制定の背景、基本原則やまちづくりについての思いや願いなど特に強調したい場合に、前文が置かれます。

また前文そのものから法的効果を生じるわけではありませんが、個々の条文規定の解釈の指針としての意味合いを持ちます。

2 前半部分において、山北町の恵まれた自然環境や歴史と文化にふれ、先人達が守り育んできたこれらの町の財産を後世に引きついでいく必要性を説いています。また後半部分において、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指すべき町の姿として示しています。そして、まちづくりを進める上では、町民、町及び議会が対等な立場で協働してまちづくりを進めていく必要性を説いています。

3 「わたしたち」とは、本来町民と表現しても差し支えない部分ですが、自治基本条例策定の趣旨に合わせて、山北町の自治の中心的な担い手としての町民の決意を宣言する意味を含めてこの表現としています。

4 「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」とは、日常生活の中で、町民一人ひとりが希望をもって学び、働き、安全安心に暮らすことができるまちのことをいいます。

5 「まちづくりの基本原則として・・・」とは、山北町を目指すべきまちのあり方として「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を実現していくために、この条例がその指針となることを意味しています。